

導水管，送水管，配水管の移設に関する特記仕様書

- 1 受注者は、松山市公営企業局の所有する導水管，送水管，配水管を移設するときは、松山市公営企業局水道工事標準仕様書及び松山市公営企業局配管工事材料仕様書に基づき施工するものとする。
- 2 受注者は、松山市公営企業局施工管理基準及び松山市公営企業局工事記録写真管理基準【土木工事】により施工監理を行い、その記録及び関係資料を直ちに作成し、保管し、完成検査時に提出しなければならない。
- 3 導水管，送水管，配水管の布設は、松山市公営企業局技能資格者規定（平成10年企業局規定第3号）に規定する1級配管工又は社団法人日本水道協会の配水管技能者名簿に登録されている耐震継手配水管技能者により行うものとする。
- 4 仮設管の撤去を伴う工事では、撤去した管渠は仮設管を施工した業者に返却するものとする。